

事 務 連 絡

令和3年8月31日

保 護 者 各 位

うるま市立学校給食センター
所 長 大 嶺 公 律

学校給食の停止に伴う給食費の日割算定（還付）について

初秋の候、皆様におかれましてはますますご清祥のことお慶び申し上げます。また、日頃よりうるま市立学校給食センターへのご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

みだしについて、学校給食の提供について「うるま市立学校給食センター会計規程」により、「児童生徒が休業日（土日、祝祭日、台風、学校行事）を除き連続して5日を超えて長期にわたって欠食する場合、学校からの報告を給食センターで受理した翌日から日割算定（還付）する。」とあります。**保護者より学校へ欠食の連絡がないと、学校と給食センターで欠食の把握が出来ず欠食期間中も給食の提供が行われるため、日割算定（還付）が出来ないばかりか給食費の納付が発生します。**

つきましては、保護者の皆様へ児童生徒の長期欠食がある場合は、学校へ連絡して頂くようお願いいたします。

うるま市立学校給食センター 第一調理場
うるま市字田場709番地1
給食係：島袋、山田、兼島、森根
TEL：973-111 FAX:973-1148

【裏面（例記載）】

☆日割算定の条件

条件 (1) 児童生徒が連続して5日を超えて(6日以上)給食を欠食(給食停止)した場合(土日、祝祭日などを除く)。

条件 (2) 事前届出をし給食を停止した場合に限る。

※保護者より学校へ連絡【事前届出】→学校より給食センターへ報告→学校より給食センターへ報告→給食センターで受理した翌日(給食停止)から日割算定

例1) 条件に当てはまる(日割算定あり)※連続して給食停止が6日以上

月	火	水	木	金
	保護者から学校へ連絡 【事前届出】 学校より給食センターへ報告 【給食センター受理】	休み 報告を受理した翌日より 【給食停止①】	休み 【給食停止②】	休み 【給食停止③】
休み 【給食停止④】	休み 【給食停止⑤】	休み 【給食停止⑥】 連続して5日を超える欠食 (6日以上)日割算定		

例2) 条件に当てはまらない(日割算定なし)※連続して給食停止が5日以内

月	火	水	木	金
		保護者から学校へ連絡 休み【事前届出】 学校より給食センターへ報告 【給食センター受理】	休み 報告を受理した翌日より 【給食停止①】	休み 【給食停止②】
休み 【給食停止③】	休み 【給食停止④】	休み 【給食停止⑤】 連続して5日を超えない欠食 日割算定なし		

※保護者より、学校へ長期欠食(給食停止)の事前届出がないと給食を提供し続けることになり、給食費の納付が発生します。